

**横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子と横浜市防犯のまちづくり
推進プラン(仮称)素案のパブリックコメント実施について (情報提供)****1 背景・概要**

特殊詐欺などの増加による犯罪情勢の変化や、人口減少、少子高齢化の進展といった社会的変化に対応するため、市の責務を明確化し、市民や事業者とともに安心して安全なまちづくりを進めることを目的とする条例を制定します。また、条例の目的達成と実効性を担保し、体系的な防犯施策を推進するための計画づくりを進めています。条例案の骨子及び防犯計画の素案について、皆様の多様な意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

(1) 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

市の基本理念を示し、市の責務や事業者・市民の役割を明確化するとともに、地域との協働による犯罪抑止と防犯のまちづくりの方向性を定める条例です。

(2) 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案

【期間 2026(令和8)～2029(令和11)年度<第1期>

先端技術の活用による防犯インフラ整備をはじめ、市民、地域、事業者、そして行政が一丸となって、犯罪を防止し、安心して安全なまちづくりを進めていくための、今後4年間の施策を体系化した計画です。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 スケジュール今後の取組予定等**(1) パブリックコメント実施期間**

2026年1月9日(金)～2月22日(日)

(2) 主な周知方法

- ・広報よこはま1月号
- ・市HP(防災・救急>防犯>お知らせ)
- ・各区役所 広報相談係
- ・市民情報センターでのチラシ配布

(3) パブリックコメント後のスケジュール

2026年3月 : 意見公募結果を公表

2026年5月～6月 : 令和8年第2回市会定例会へ上程

4 参考資料

参考1 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

参考2 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要版

参考3 チラシ(市民意見募集の実施について)

参考4 意見投稿用紙(郵送・FAX等でご活用ください)

市民局地域防犯支援課

担当 川口

電話 045-671-3705/FAX 045-664-0734

メール sh-anshinazen@city.yokohama.lg.jp

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

名称 「横浜市防犯のまちづくり推進条例」 (仮称)

概要 **市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにし、防犯のまちづくりを推進することを目的とします。**

(※事業者や市民の皆さまに義務を課したり、権利を制限したりする内容ではありません。)

条例案の骨子

目的	横浜市における犯罪の防止に関し、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにすること。防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって安心して安全な住みよい地域社会の実現を総合的かつ計画的に推進すること など
基本理念	市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、協働して防犯に取り組むこと など
本市の責務	目的を達成するため、関係機関と連携すること。防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施すること
事業者の役割	事業活動に当たり、犯罪被害防止のための必要な措置を講じること。市の施策に協力するよう努めること
市民の役割	自らの犯罪被害を防止するために必要な措置を講じること。他の市民に犯罪被害が及ばないように留意すること。市の施策に協力するよう努めること
計画の策定	市長は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりに関する基本的な計画を定めること。計画の策定にあたっては、市民、事業者等の意見を反映できるよう必要な措置を講じること
施策の推進	市長は、データ分析やデジタル技術の活用等に積極的に取り組み、市民、事業者等の意識の啓発を推進し、相互に連携と協力を図るよう努めること など

横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要版

1 計画策定の経緯

本市におけるこれまでの防犯の取組と成果

「よこはま安全・安心プラン」(平成17年策定)

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりが防犯の主体となる自主防犯力の強化を掲げました。この計画では、行政だけでなく、市民、事業者、警察、学校など地域に関係する多様な主体が連携し、地域ぐるみで犯罪を防ぐ仕組みづくりを推進してきました。

主な取組内容

- ・LED防犯灯の整備(約18万灯)
- ・地域主体による防犯活動の支援
- ・地域防犯カメラの設置補助
- ・様々な場面を活用した啓発活動

成果

これらの取組により、刑法犯認知件数は、戦後最高を記録した平成16年の74,667件から令和3年には12,746件へと、約6分の1にまで減少し、一定の成果がありました。

2 今日的な課題

犯罪情勢の変化(脅威)

近年、横浜市を含む全国的な犯罪情勢は大きく変化しており、犯罪の手口が多様化・巧妙化しています。

- ・特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺の増加
- ・いわゆる「闇バイト」などによる凶悪事件の発生
- ・刑法犯認知件数の再増加(令和4年以降)

社会の変化(背景)

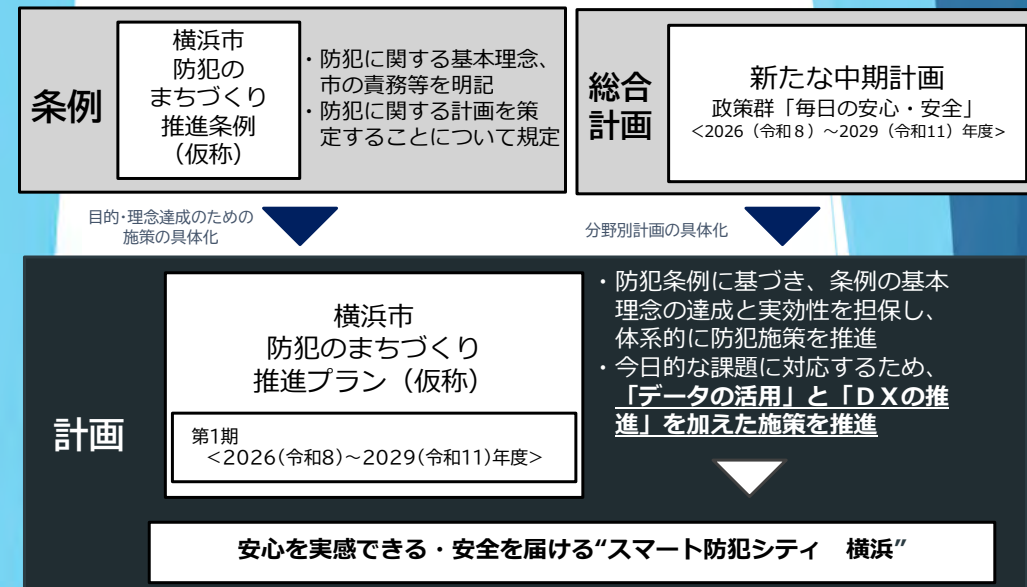
現代社会の構造変化により、地域防犯活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

- ・少子高齢化の進行と世帯構造の変化
- ・地域コミュニティの希薄化

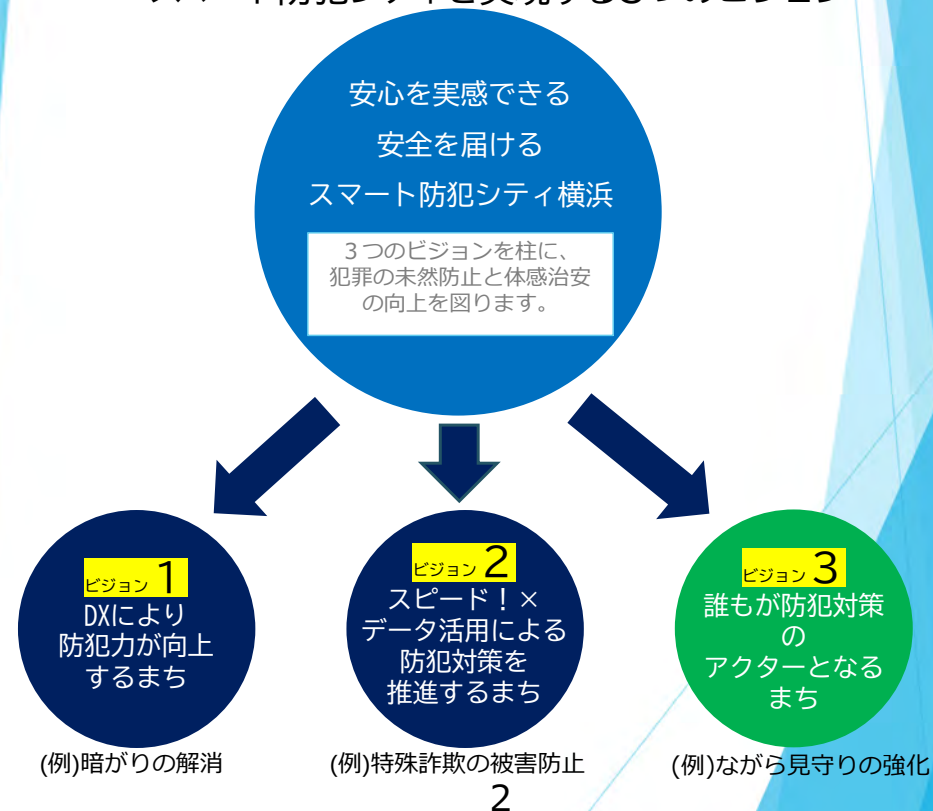
防犯条例・新たな防犯計画の必要性

- ・自治会・町内会の加入率が年々低下しており、地域コミュニティの再構築が求められる一方、従来の地域支援型の取組だけでは急速に変化する社会や犯罪手口の多様化に十分対応できないおそれがあります。
- ・市の責務を明確化し、防犯に関する基本的な考え方と取組方針を示すために新たな防犯条例を制定し、その条例に基づいて市が主導して防犯対策を体系的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する必要があります。
- ・行動計画の実施にあたり、市民・地域・事業者・警察、そして行政が一丸となって、持続可能な安心・安全な防犯のまちづくりを実現します。

3 新たな防犯計画の方向性



スマート防犯シティを実現する3つのビジョン



ビジョン1 DXにより防犯力が向上するまち

<現状と課題>

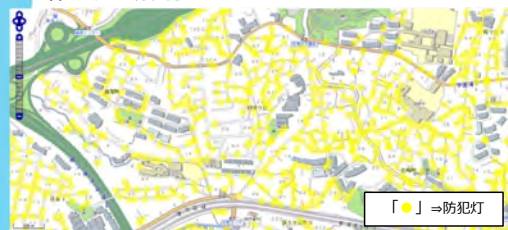
- ・夜間の暗い道路に対する不安感
- ・地域防犯活動の担い手不足
- ・子ども・高齢者を狙った犯罪と体感治安の悪化

<解決の方向性>

- ・安心を実感できる環境の構築
- ・防犯情報を可視化し、地域の安全を「見える化」

<取組案>

暗がりの解消



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

<市民意識>

防犯上不安を感じる場所	
夜間の道路（暗い道など）	71.7%
繁華街・歓楽街	58.2%
ネット空間（SNSなど）	39.6%
駅やその周辺	36.5%
公園や広場	29.6%
自宅	29.2%
通学路	11.8%
集合住宅の共用部	11.7%

地域の防犯活動への参加経験	地域の防犯活動へ参加しない理由
・以前は参加していたが今は参加していない ・参加したことがない	時間的に余裕がない 41.0%
	防犯活動の情報が届いていない 34.9%
	参加したいが、どのような活動があるのかわからない 29.6%
	67.5%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

ビジョン2 スピード！×データ活用による防犯対策を推進するまち

<現状と課題>

- ・情報伝達の世代間ギャップ
- ・防犯に関心が薄い層への情報伝達
- ・犯罪リスクの多様化

<解決の方向性>

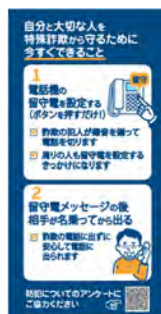
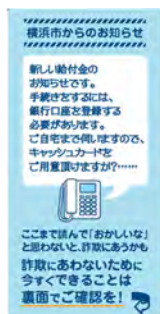
- ・防犯情報の発信手段の多様化
- ・SNSの即時性を活かした注意喚起と地図データによる防犯情報の「見える化」
- ・行動変容を促す効果的な情報発信

<取組案>

特殊詐欺の被害防止

【表】

【裏】



ナッジを活用した特殊詐欺被害防止啓発チラシ（R6）

<市民意識>

利用したいと思う防犯情報源	
テレビやラジオのニュース・情報番組	46.7%
行政や警察の公式SNS	44.5%
自治会・町内会からの回覧板や掲示板	44.2%
行政や警察の公式広報誌	38.7%
行政や警察の公式Eメール配信サービス	36.5%
インターネットニュースサイト	31.2%
新聞や地域情報誌	27.7%
防犯アプリ（かながわポリスなど）	26.9%
行政や警察の公式ホームページ	24.7%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

※ナッジ（nudge）とは、人々の行動を自然に望ましい方向へ促す工夫のことです。強制や命令ではなく、選択の自由を残しつつ、ちょっとした「きっかけ」や「仕掛け」で行動を変える方法です。

ビジョン3 誰もが防犯対策のアクターとなるまち

<現状と課題>

- ・地域防犯活動の担い手不足（再掲）
- ・防犯活動の属人化
- ・参加機会の不足

<解決の方向性>

- ・誰もが自然に防犯に関われる環境整備
- ・多様な主体による協働
- ・防犯活動情報の発信
- ・夜間の安心感を高めるための防犯力の強化

<取組案>

ながら見守りの強化



横浜地域活動・ボランティア情報サイト「よこむすび」

<市民意識（再掲）>

地域の防犯活動への参加経験	地域の防犯活動へ参加しない理由
・以前は参加していたが今は参加していない ・参加したことがない	時間的に余裕がない 41.0%
	防犯活動の情報が届いていない 34.9%
	参加したいが、どのような活動があるのかわからない 29.6%
	67.5%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

4 ロードマップ

2026（令和8）年 5月頃 条例の議案の上程・計画原案の策定

2026（令和8）年 条例の施行とともに計画開始

横浜市防犯のまちづくり推進条例 及びプラン(仮称)案について、 皆様のご意見を募集します！

意見募集期間：令和8年1月9日(金)～2月22日(日)



あなたの声が“安心・安全なまち”
よこはまを作ります！

横浜市市民局
地域防犯支援課

住 所：神奈川県横浜市中区本町
住 所：6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階
電 話：045-671-3705
メー ル：sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp

詳細は
こちら！



横浜市防犯のまちづくり推進条例及びプラン(仮称)案 について市民の皆様からご意見を募集します！

(パブリックコメント)意見募集期間：令和8年1月9日(金)～令和8年2月22日(日)

1 経緯

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、“自分たちのまちは自分たちで守る”という自主防犯力の強化を掲げ、地域と行政の連携による防犯対策を推進してきました。

しかし近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化し、刑法犯認知件数も増加に転じています。さらに、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、防犯活動の担い手確保が困難となっています。こうした今日的な課題に対応するため、市の責務を明確化した防犯条例を制定し、体系的な防犯対策を進める新たな防犯計画を策定します。つきましては、本案に対する市民意見（パブリックコメント）を募集します。ぜひ皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

2 資料の公表方法

本意見募集の内容及び資料は、次の本市ウェブサイト（右の二次元コードを読み込み）に掲載します。併せて、各区役所 広報相談係、市民情報センター（市庁舎3階）及び担当窓口（連絡先等は本ページ末尾を参照）にて、令和8年1月9日(金)から2月20日(金)まで資料を配布・配架します。

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/oshirase1/test.html>



3 意見の提出方法

(1) 募集期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月22日（日）（必着。郵送の場合は左記の期間内の消印有効。）

(2) 提出方法

次の①から④のいずれかの方法により意見を提出してください。なお、電話での意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

①オンライン入力フォーム

右の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。

②電子メール

意見投稿様式（上記2の本市ウェブサイトからダウンロード）に、意見を入力の上、次の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp



③郵送又は持参

意見投稿様式に意見を記入の上、担当窓口（本ページ下段）まで郵送又は持参いただき、提出してください。（持参される場合は、平日8：45～12：00、13：00～17：15にお越しください。）

④ファクシミリ(FAX)

別添の意見投稿様式に意見を記入の上、次のFAX番号に送信してください。

FAX番号：045-664-0734

(3) 留意事項（次の事項を予め承知ください。）

- ・意見への個別の回答はいたしません。
- ・お寄せいただいた意見は、本件の目的のみに使用し、意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用させていただきます。

4 今後のスケジュール

今回の意見募集に提出いただいた意見とそれに対する本市の考えは、上記2の資料の公表方法と同様に、本市ウェブサイト、各区役所区政推進課等にて令和8年3月ごろの公表を予定しています。市民の皆様からの意見を踏まえて更に検討を進め、令和8年5月ごろの市会に条例を議案として上程、計画(プラン)原案を策定する予定です。

◆担当窓口（意見提出先／問合せ先）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階

横浜市 市民局 地域防犯支援課

電話：045-671-3705（平日8:45～17:15）Email：sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp

意見投稿用紙

令和 年 月 日

市民局地域防犯支援課 宛て

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子、横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。)

ご意見を記入される方について（該当する項目にチェックをつけてください。）	
【居住】	☐ 青葉区、 ☐ 旭区、 ☐ 泉区、 ☐ 磯子区、 ☐ 神奈川区、 ☐ 金沢区、 ☐ 港南区 ☐ 港北区、 ☐ 栄区、 ☐ 瀬谷区、 ☐ 都筑区、 ☐ 鶴見区、 ☐ 戸塚区、 ☐ 中区、 ☐ 西区 ☐ 保土ヶ谷区、 ☐ 緑区、 ☐ 南区、 ☐ 横浜市外
【性別】	☐ 女性 ☐ 男性 ☐ 回答しない
【年代】	☐ 20 歳未満 ☐ 20～29 歳 ☐ 30～39 歳 ☐ 40～49 歳 ☐ 50～59 歳 ☐ 60～69 歳 ☐ 70 歳以上
意見の内容 ※条例、プラン(ビジョン1～3等)についてご意見願います。	

- ※１：法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者の肩書及び氏名を記載してください。
- ※２：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。
- ※３：御提出いただいたご意見の結果は、後日公表させていただきます。
- ※４：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしていません。また、御提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- ※５：御提出いただいたご意見は、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があつた場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ※６：電子メール、郵送又は市民局地域防犯支援課への持参、ファクシミリ(FAX)にてご提出ください。
- 【送付先】市民局 地域防犯支援課
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 12 階
FAX：045-664-0734
電子メール：sh-anshinanzan@city.yokohama.lg.jp

